

いま議員のあり方が問われています・・・

# 議員の政治倫理確立へ 倫理基準と倫理審査会など協議中



宇治市議会ではこの4年間で、議員の政治倫理にかかわる2つの問責決議が行われました。いま、議会運営委員会（以下「議運」）で、「政治倫理基準」と「政治倫理審査会」の設置を盛り込む議会基本条例の一部改正の協議がすすめられています。

## 政務活動費の不正支出・・・

昨年、市議（自民会派を離脱。その後無党派に。2015年市議会議員選挙で落選）が、2013年度の政務活動費で21万枚もの大量のコピー用紙を購入していた問題が発生しました。

正副議長が、本人に聞き取りを行いました。本人が真相究明に至らず、結局、議運に地方自治法第100条の権限を付与し調査を行いました。その結果、政務活動収支報告書が事実でないことを明らかにし、政務活動費を返還させることになりました。

さらに、別の市議（維新の党）の政務活動費の使途に対する疑義の意見が出されましたが、同市議は市長と係争中であることを理由に正副議長の問い合わせにも応じないため、議長が返還指示をだす異例の事態も発生しました。

政務活動費をめぐる問題が起る中、共産党市会議員団は今年3月、議員自らその責務を自覚し、市民の信託に応えていくこと、「政治倫理基準」と「政治倫理審査会」の設置を提案。宮本繁夫議運委員長（当時）のもとで、委員会として提案していくこと

になり、議会基本条例の一部改正案が議員提案され、賛成多数で可決しました。

いま議運では、議員が守らなければならない政治倫理基準と倫理の基準に違反していないか審査する政治倫理審査会の設置、市民及び議員が審査請求できる要件などを協議しています。施行は8月1日となっておりますが、合意に至らず、早期の合意めざして協議中です。

## 共産党議員団の主張

- ① 何が政治倫理違反なのか曖昧にしないうために、政治倫理基準を明確にする。
- ② 真相究明するために、地方自治法第100条の権能をもつ審査会を設置する。
- ③ 議会基本条例の公正・透明な議会運営、市民参加の主旨を生かし、倫理基準に違反していると疑われる場合の市民と議員の審査請求の要件は、できる限り低くする。

## 9月定例会一般質問です。

ぜひ、傍聴にお越しく下さい。

※○番号は質問の順番です。

- 9月25日（金）
  - ⑤ 水谷 修議員  
安保、市長の公約（教育研究所等）、市長判断（集会所プラン、太閤堤）など
- 9月28日（月）
  - ① 山崎 恭一議員  
子どもの貧困、子育て支援（保育所待機児童、育成学級等）、市経済状況など
  - ② 大河 直行議員  
子どもの医療費助成（中卒まで通院無料）、公共交通の整備など
  - ⑤ 山崎 匠議員  
不登校、中学校給食、堂の川（木幡池）のヒ素検出など
- 9月29日（火）
  - ① 渡辺 俊三議員  
住民自治による教育委員会制度、小中一貫校の設置基準、鳥獣被害防止など
- 9月30日（水）
  - ④ 宮本 繁夫議員  
市政運営、地域防災計画、老後破産など



議員団だより

2015年9月号

tel22 - 5251 fax24-7784